

## 〈本CDの使い方〉

### 民法の苦労は、1044 条の長さ !!

### 自分に必要な条文がわかれば、効果的に民法攻略ができます。

本CDは、民法の全条文が、第1巻～第3巻に分かれ、第1条から順番に収録されています。

テンポの良いBGMを背景にしているので、女性アナウンサーが正確に読み上げる条文を飽きることなく反復して聞くことができ、日常あまり使われない法律特有の用語が頭に入りやすくなります。

また、重要なAランクの条文の頭には、注意を喚起する〈効果音〉がついているので、通してお聞きになる中でも集中力を使うポイントが明確にわかります。

さらに、本書(テキストブック)では、各資格試験の過去問の出題頻度を精査したうえで、条項ごとにA～Eのランク分けを施しており(編集:合格新風会)、CDではテキストのランク分けに対応したトラックの分割がなされています。次頁に資格試験ごとのトラックをまとめていますので、一覧に従って条文を選択し、お手持ちのデバイスに取り込むことで、自分だけの「民法条文教材」にカスタマイズ出来ます!

### CDカスタマイズ方法

※受験する資格や目的に応じて、こんな使い方をしてみては、いかがですか?

#### (1)「司法書士」合格を目指すAさん。

次表の「Aランク」と「Cランク」の「トラック」を取り込んで、カスタマイズ!  
必要な条文にフォーカスして、学習時間を短縮しましょう!

#### (2)「宅建」を仕事のスキルアップで取得しなければならなくなったBさん。

次表の「Aランク」と「Eランク」の「トラック」を取り込んで、カスタマイズ!  
通勤時間を有効に使いましょう!

#### (3)今年、何か資格に挑戦してみようと思っているCさん。

次表の「Aランク」だけを取り込んで、カスタマイズ!  
民法の基礎、基本構造に触れてみましょう!

※本CDから必要な条文をランク別に再編集するには、iTunes等のメディアプレイヤーがインストールされたパソコンに、本CDコンテンツをインポートしてください。本テキストの「**ランク別 Track 一覧**」を照合しながら、必要なトラックを選んでプレイリストを作れば、カスタマイズが完了します。CDDDB(CD DateBase)対応のメディアプレイヤーでは、トラックの「名前」にランク、条文番号等が自動的に表示されますので、より簡単にトラックを選択できます。

## 条文の“読み方”について

このCDの条文の読み方を決めるにあたっては、台本作成段階で、ルビの暫定的な確定をした。下記の法律用語に関する辞典・日本語に関する辞典など多くの文献にあたり、明らかな読み誤りを排除する作業を行った。

ただし、「競売」「遺言」「兄弟姉妹」「前」「後」など、一般の読み方と法律家の慣習的な読み方が分かれる用語は、各文献を比較しながら、基本的には法律用語としての慣習的な読みを尊重した。

「日本」「年」など日本語として複数の読みがあるものは、一般的に多いであろう自然な読み方を選択した。いずれの作業も、元裁判官、民法学者、弁護士の先生方にもご意見をうかがいながらルビを決めた。

イントネーションは、一般的に法律家を使うもので自然なものを原則として選択した。収録に同席し、明らかに違和感のあるものは修正を求めた。他方で、それぞれのアナウンサーの読み上げのなかで自然に聴くことができたものは、それぞれの個性を尊重した。

木山 泰 嗣

### 参考文献

『法令用字用語必携(第4次改訂版)』法令用字用語研究会[監修]、ぎょうせい

『必携法令難語辞典(第3版)』浅野一郎他[編]、三省堂

『新法律学辞典(第3版)』竹内昭夫、有斐閣

『有斐閣 法律用語辞典(第4版)』法令用語研究会[編集]

『法律用語辞典(第4版)』小野幸二他[編]、法学書院

『学習六法(第7版)』日本評論社

内田貴『民法I～IV』(いずれも最新の版、東京大学出版会)の事項索引

『注釈公用文用字用語辞典(第5版)』川崎政司[編]、新日本法規

『最新公用文用字用語例集』ぎょうせい公文研究会[編]、ぎょうせい

『日本国語大辞典(第2版)』全巻、小学館

文化庁『言葉に関する問答集 総集編』大蔵省印刷局

新村出編『広辞苑(第6版)』岩波書店

# 債権（総論／各論） 学習のポイント

木山泰嗣

## 1 債権について

債権は、大学のカリキュラムや教科書では「債権総論」「債権各論」の2つに分けるのが一般的です。いずれにしても、債権は、民法を理解するうえできわめて重要なパートです。

債権とは「人が人に対して請求できる権利」です。AさんがBさんに中古レコードを3万円で売った場合、売主であるAさんには、Bさんに対して代金3万円の支払いを請求する権利（債権）が発生します。これに対して、買主であるBさんには、Aさんに対してその中古レコードの引渡しを請求できる権利（債権）が発生します。これが債権を「請求できる権利」として理解するイメージです。なお、債権は逆の立場からみれば「債務」になります。

民法はこうした債権が、①どのような場合に「発生」し、②どのような場合に「変更」し、③どのような場合に「消滅」するのかを定めています。債権の内容もさまざまなので、契約各論を中心に個別の債権の内容と発生原因（要件）の詳細が規定されています。

債権はイメージしやすいものが多いですが、規定も多いです。全体をもれなく学ぶためには、条文の読み込みを中心とした勉強量の多さが求められます。試験での重要度も高く、何度も条文を聴く（読む）ことが大切です。

## 2 債権総論について

債権総論では、債権がどのような場合に消滅するかを定めた「弁済」や「相殺」「免

除「混同」などがあります。

特に重要なのは、債権が損害賠償請求権に変更(転化)する場合を定めた「**債務不履行**」(412条以下)、そして、債権を第三者に譲渡する場合を定めた「**債権譲渡**」(466条以下)です。両者は判例や論点も多いですが、出発点になっているのは「条文」です。

債権者が履行を保全するための手段として、「**債権者代位権**」(423条)「**債権者取消権**」(424条)もあります。これも判例・論点の宝庫ですが、まずは条文の理解が重要です。

他人のために債務を負うことになる保証債務の規定、債権や債務が1対1ではなく、複数の当事者間で成立する場合(分割債権・債務、連帯債務、不可分債権・債務)もあります。これらは細かいですが、試験では知識問題として問われることがある分野です。

### 3 債権各論について

債権各論はボリュームがありますが、イメージはしやすいものが多いです。そもそも債権が発生する原因となる「**契約**」とは何かを学び、途中で解消する場合である「**解除**」の要件・効果などを学びます。

民法が定めた契約を「**典型契約**」といいます。売買、贈与、賃貸借、使用貸借、消費貸借、委任、寄託、組合などの契約類型が定められています。ひとつひとつ条文を読んで、要件と効果を学習することが大切です。

また、不法行為についての理解も重要です。債務不履行と異なり、契約がない当事者間(交通事故等)の関係を定めたもので、判例・論点が豊富な分野です。



# 条 文 目 次

Track <Disc1/朗読:片桐千晶> 頁数

## 第3編 債権

23

### 第1章 総則 (債権総論)

#### 第1節 債権の目的

- ① 第399条 (債権の目的)
- ② 第400条 (特定物の引渡しの場合の注意義務)
- ③ 第401条 (種類債権)
- ④ 第402条 (金銭債権)————— 24
- ⑤ 第403条  
第404条 (法定利率)
- ⑥ 第405条 (利息の元本への組入れ)
- ⑦ 第406条 (選択債権における選択権の帰属)
- ⑧ 第407条 (選択権の行使)  
第408条 (選択権の移転)————— 25
- 第409条 (第三者の選択権)
- ⑨ 第410条 (不能による選択債権の特定)
- ⑩ 第411条 (選択の効力)

#### 第2節 債権の効力

##### 第1款 債務不履行の責任等

- ⑪ 第412条 (履行期と履行遅滞)
- ⑫ 第413条 (受領遅滞)————— 26
- ⑬ 第414条 (履行の強制)
- ⑭ 第415条 (債務不履行による損害賠償)
- ⑮ 第416条 (損害賠償の範囲)
- ⑯ 第417条 (損害賠償の方法)————— 27
- ⑰ 第418条 (過失相殺)  
第419条 (金銭債務の特則)  
第420条 (賠償額の予定)
- ⑱ 第421条
- ⑲ 第422条 (損害賠償による代位)————— 28

##### 第2款 債権者代位権及び詐害行為 取消権

- ⑳ 第423条 (債権者代位権)
- 第424条 (詐害行為取消権)
- ㉑ 第425条 (詐害行為の取消しの効果)
- ㉒ 第426条 (詐害行為取消権の期間の制限)

##### 第3節 多数当事者の債権及び 債務

29

##### 第1款 総則

- ㉓ 第427条 (分割債権及び分割債務)

##### 第2款 不可分債権及び不可分債務

- ㉔ 第428条 (不可分債権)
- ㉕ 第429条 (不可分債権の1人について生じた事由等の効力)
- ㉖ 第430条 (不可分債務)
- ㉗ 第431条 (可分債権又は可分債務への変更)—— 30

##### 第3款 連帯債務

- ㉘ 第432条 (履行の請求)
- 第433条 (連帯債務者の1人についての法律行為の無効等)
- 第434条 (連帯債務者の1人に対する履行の請求)
- 第435条 (連帯債務者の1人との間の更改)
- 第436条 (連帯債務者の1人による相殺等)
- 第437条 (連帯債務者の1人に対する免除)
- 第438条 (連帯債務者の1人との間の混同)—— 31
- 第439条 (連帯債務者の1人についての時効の完成)
- 第440条 (相対的効力の原則)
- ㉙ 第441条 (連帯債務者についての破産手続の開始)
- ㉚ 第442条 (連帯債務者間の求償権)
- ㉛ 第443条 (通知を怠った連帯債務者の求償の制限)
- ㉜ 第444条 (償還する資力のない者の負担部分の分担)—— 32
- ㉝ 第445条 (連帯の免除と弁済する資力のない者の負担部分の分担)

##### 第4款 保証債務

##### 第1目 総則

- ㉞ 第446条 (保証人の責任等)

# 第3編 債権

## 第1章 総則

< Disc1 / 朗読 : 片桐千晶 >

### 第1節 債権の目的

債権の目的	1 B	第399条 債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。
特定物の引渡しの場合 の注意義務	2 B C D	第400条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。
種類債権	3 B D	第401条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。  ② 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定

	BCD	③ 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。
受領遅滞	12 BC	第413条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。
履行の強制	13 BCD	第414条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。〈例外 ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない〉。
		② 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。〈例外 ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。〉
		③ 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。
	B D	④ 前3項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。
債務不履行による損害賠償	14 A	第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。
損害賠償の範囲	15 BCD	第416条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

	B C D	② 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。
損害賠償の方法	16 —	第417条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。
過失相殺	17 A	第418条 債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。
金銭債務の特則	B C D	第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。〈例外 ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。〉
	A	② 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。  ③ 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。
賠償額の予定	A	第420条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。
	C E	② 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
	C	③ 違約金は、賠償額の予定と推定する。
	18 —	第421条 前条〔損害賠償の予定〕の規定は、当事者が金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨を予定した場合について準用する。

## 第2章 契約

### 第1節 総則

#### 第1款 契約の成立

承諾の期間の定めのある申込み	15 BCD	第521条 <small>しやうだく</small> 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。
	B D	② 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、 <b>その申込みは、その効力を失う。</b>
承諾の通知の延着	16 B	第522条 前条第1項の申込み〔承諾の期間を定めてした契約の申込み〕に対する承諾の通知が同項の期間〔承諾の期間〕の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、 <b>申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならぬ。</b> ＜例外＞ただし、その到達前に延滞の通知を發したときは、この限りでない。＞
		② 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、 <b>承諾の通知は、前条第1項の期間〔承諾の期間〕内に到達したものとみなす。</b>
力 遅延した承諾の効	17 BD	第523条 <b>申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。</b>

18 BCD <small>承諾の期間の定めのない申込み</small>	第524条 <b>承諾の期間を定め</b> ないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、 <b>撤回することができない</b> 。
19 B <small>申込者の死亡又は行為能力の喪失</small>	第525条 <b>第97条第2項</b> 〔隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない〕の規定は、申込者が反対の意思表示をした場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、 <b>適用しない</b> 。
20 BCDE <small>隔地者間の契約の成立時期</small>	第526条 <small>かくちしやかん</small> <b>隔地者間の契約は</b> 、承諾の通知を発した時に <b>成立する</b> 。
— <small>—</small>	② 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。
21 B <small>申込みの撤回の通知の延着</small>	第527条 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、 <b>承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない</b> 。
22 BD <small>申込みに変更を加えた承諾</small>	第528条 承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、 <b>その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす</b> 。
23 — <small>懸賞広告</small>	第529条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下この款において「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。